

田遊びと修正会が出会う場（上）

— 高野山周辺地域の修正会系行事の成立と分布についての予備的考察 —

脊 古 真 哉

はじめに

和歌山県北部の伊都郡高野町に位置する高野山の周辺地域の修正会の流れを汲む行事について取り上げる。その中でも修正会に付随して水田稲作の予祝儀礼である御田（田遊び、水田稲作の模擬行為）が実施される（された）事例を取り上げたい。この地域の修正会系行事を取り上げる狙いは、以下に述べるように、これまでの筆者の調査・研究の経験を踏まえて、行事・儀礼・芸能の発信地となる規模の大きな宗教施設から集落の宗教施設への伝播のメカニズム、集落の行事としての成立時期等を考察するために格好の地域であると考えているからである。

寺院・仏堂の修正会に付随して田遊びが実施されるのは、全国的な視点からすると、普通に考えられているほど広く見られる現象ではない。筆者が長年にわたってフィールドとしている東海地方では、地方顕密寺院でも集落の仏堂でも、修正会に付随して田遊びが実施されるのは数多くの事例があり、一般的な現象と見てよい状況を示している。これに対して、他の多くの地域ではそうではない。例示すれば、滋賀県の湖北地域には集落の仏堂・神社を会場にオコナイとの呼称で修正会系行事が稠密に分布しているが、田遊びをとまなう事例は皆無である。

そもそも、京都や南都の中央の寺院では、歴史的にも現在の行事でも、修正会に付随して田遊びが実施される例は無い。田遊びは、かならずしも修正会系行事に付随して実施される寺院行事・仏教行事ではないということである。東海地方では、諸国の一宮やそれに準じるクラスの神社でも多くの田遊びが伝承されている。このことは他の地域でも同様である。もちろん、神社であっても前近代には多かれ少なかれ神仏習合の状況にあり、神主・禰宜・社人などの神職の他に社僧が存在したり、神宮寺や本地堂・仏塔などの仏教的な施設が設置されていたりしたものが少なくない。

寺院行事の修正会と本来的には寺院行事として成立したわけではない田遊びの出会う場と

して、神仏習合の状況にある施設、中でも神社を主体とする施設の存在が大きな意味をもつものと考えられる。高野山上では原則として歌舞音曲は禁止されていたので、修正会も含めて音楽・芸能をともなう法会は実施されていなかったという⁽¹⁾。周辺地域の田遊びなどの芸能をともなう行事は、山麓の高野山の地主神・鎮守神とされた天野社（丹生明神・高野明神、丹生四社明神、丹生都比売神社、伊都郡かつらぎ町上天野）において形成されたものが伝播したと見るのが適切であろう。

田遊びをともなう修正会系行事が伝承されている高野山周辺地域の集落は、平安時代以来もしくは中世後期以来の高野山領荘園に含まれていた地に所在する。この内、かつての阿^あ弓^こ川^{かわ}庄^かの地である有田郡有田町の旧清水町の地域以外は、近世にも引き続き高野山領であった。これらは高野山の膝下と言ってもよい地であり、後述するように天野社と近接し密接な関係にあった地でもある。この地域の修正会系行事を考察する場合に、いわゆる「荘園文化論」的なアプローチも有効な視点となりうるものであると考えている。

以下、仏堂を会場とする在地の修正会、田遊びの成り立ち、初期の田遊び、神社での田遊び、修正会に付随する田遊び、田遊びと修正会の出会う場としての神仏習合の施設、寺社領荘園の文化といった視点から、高野山周辺地域の修正会系行事についての考察の第一歩としたい。

本稿「田遊びと修正会が出会う場（上）」では、まず、中世以来、高野山周辺地域を含む畿内周辺地域では仏堂での修正会が稠密に実施されていたことを確認する。続いて新春の予祝行事としての田遊びの成り立ちについて検討する。田遊びの実施が確認される中世の史料を通覧して、これらの多くが伊勢神宮をはじめとする大規模な神社に関わるものであることを指摘する。さらに修正会に付随して田遊びが実施されることを示す中世の史料を取り上げる。これらの事例の多くは神社を主体とする施設を舞台とするものであることに着目する。

1 仏堂での修正会

近畿地方中心部では集落の行事として修正会の流れを汲む行事が多く伝承されてきた。高野山周辺地域でも同様で、集落の仏堂を会場とする修正会系行事が稠密に分布していた。ここでいう仏堂とは、近世以降の状況では、原則として葬祭寺院ではなく、専属の僧侶は居住せず、基本的に集落の住民によって管理されている仏像を祀る施設である。もっとも、このような仏堂が葬祭寺院化していった場合も見られるし、近代以降には神仏分離・廃仏毀釈、神社・仏堂の合祀によって、廃絶したり、神社とされてしまったりしたものも少なくない。

修正会の起源については、経典には直接的な根拠となるものは無く、日本で独自に成立した法会と考えられる。奈良時代から見られる中央の寺院や国分寺などでの悔過が修正会・修二会の源流の1つであることは間違いないが、摂関期以降に中央の寺院で盛んに実施される

ようになった修正会との関係はかならずしも明確ではない⁽²⁾。

永観2(984)年成立の源為憲（?～1011年）の『三宝絵』下の正月の修正月の条には「アメノシタノ人、正月ニハミナツ、シム、オホヤケハ七ノ道ノ国々ニ、法師・尼ニ布施ヲタビテツトメイノラシメ、私ニハモロ々ノ寺々ニ、男女ナミアカシヲカ、ゲテアツマリオコナウ」とあり、公的な行事としてだけでなく「私ニ」も寺々で修正会が実施されていることが記されている。また、修二会についても2月の修二月の条に「此月ノ一日ヨリ、モシハ三日、五夜、七夜、山里ノ寺々ノ大ナル行也」などとある⁽³⁾。現在の修正会・修二会を指す民俗語彙であるオコナイが既に見られる。ここに見える「アメノシタノ人」「モロ々ノ寺々」は『三宝絵』の著述の動機・性格からして、まったくの在地の宗教施設や住民を意識してのことではなからうが、ひろく各地で修正会・修二会が実施されるようになっていたことが窺える。

12世紀前半の成立とされている『今昔物語集』巻第19の「以仏物餅造酒見蛇語第二十一」に比叡山を降りて出身地の撰津国に帰り妻帯した僧の行状が見える⁽⁴⁾。この僧は在地でのさまざまな法会等の行事に宗教者として関与しており、在地での「修正ナド行ニ」も呼ばれて、礼物として「行ヒノ餅」を多く得たことが記されている。平安時代後期の畿内では在地での修正会が「行ヒ」の呼称で実施されており、その際に現在の行事と同様に供物として多くの餅が用いられていたことが判り興味深い。

鎌倉時代の修正会に関わる史料を博搜した井原今朝男氏は、①中央の権門寺社から②諸国の国分寺、③諸国一宮の神宮寺、④地方有力寺院、⑤荘園鎮守社の神宮寺、⑥在地の村落寺院にいたる当時の日本社会での修正会の広範で重層的な実施状況を指摘し、修正会は上は上皇から下は百姓にいたるまでのすべての人々の安穏快樂を祈る年中行事であったとしている⁽⁵⁾。②③④⑤の大部分は本稿でいう地方顕密寺院であり、⑥の多くは在地の仏堂にあたるものである。特に③と⑤は神社を主体とする神仏習合状況の施設である。史的な制約もあり、在地の仏堂での修正会については多くの事例が挙げられているわけではないが、全般的な状況としては井原氏の指摘する通りであろう。もちろん時代差や地域差について考慮する必要があるが、畿内とその周辺地域では中世前期には在地でひろく修正会が実施されていたものと思われる。

高野山周辺地域ではどうであろうか。安貞2(1228)年4月の高野山衆徒置文には、神護寺領から高野山領となった神野庄（和歌山県海草郡紀美野町）で「神野内六宇堂舎」で修正会が実施されていたことが記されている⁽⁶⁾。また、石清水八幡宮領から高野山領となった鞆淵庄（和歌山県紀の川市）の鞆淵八幡神社蔵の正平14(1359)年11月の鞆淵庄上村仏神田注文の「堂田分」には正月6日に実施される「妙法寺」と「橋寺」の「修正田」が見える⁽⁷⁾。この2点の史料は、高野山周辺地域での仏堂の修正会実施が中世前期に遡るもののあることを示している。ともに寺号の有無にかかわらず、在地の仏堂での行事であることに注意してお

く必要がある。また、さほど広くはない神野庄で6箇所、鞆淵庄上村（近世の上鞆淵村）で2箇所というように、きわめて稠密に修正会が実施されていることにも注目すべきである。

新春の行事を含めて、集落の宗教施設での行事を取り上げる際に、村落史の分野、日本民俗学の分野からの研究では「宮座」という用語・概念が用いられることが多い⁽⁸⁾。しかし、修正会系行事の場合は現在の行事でも、集落の仏堂で実施されているものが多く、明治初年の神仏分離・廃仏毀釈、明治末年の神社・仏堂の合祀以前の状況を考えれば、神社ではなく仏堂で実施される行事が圧倒的に多数であったと判断できる。はたして神社に関わる組織・行事を前提とした「宮座」という用語の使用が常に適切なものであるのかどうかを考えてみる必要がある。

高野山周辺地域でも、有田郡有田川町（旧清水町）粟生の薬師堂での旧暦正月8日に実施される修正会系行事である「おも講・堂徒式」では、数え年3歳の幼児の村入りの行事が「堂徒式」と呼ばれている。「堂徒」とは薬師堂の門徒という意味であろう。この薬師堂の明和4(1768)年の修復の棟札には「堂座」の文言が見える⁽⁹⁾。粟生に近接する同町中原の阿弥陀堂でも1月5日に同様な「堂徒式」が行われている。また、和歌山県橋本市（旧伊都郡高野口町）田原の区有文書には貞享2(1685)年から天保11(1840)年にいたる同所の薬師堂での行事に関わる4点の文書・記録があり⁽¹⁰⁾、ここには「堂座」「堂ノ講」の文言が見え、やはり修正会に付随する「入座子供」のことも規定されている。

第2次世界大戦後の旧伊都郡内（橋本市域を含む）の多くの修正会系行事についての桜井隆治氏の『伊都郡の隅から隅』と題する調査・報告がある⁽¹¹⁾。この書物は第一部として旧花園村の「仏の舞」、第二部として同じく花園村の「田楽」（御田のこと）の報告、第三部は伊都郡内各地の「宮座」の報告からなっている。第一部・第二部は仏堂での行事を対象とするものであるし、第三部も「宮座」との用語を用いているが、紹介されている事例の多くは仏堂での行事である。やはり「堂座」や「堂の講」の呼称が見え、「宮座」の行事として紹介されているものでも僧侶が関与し、行事名や史料に「行い」「修正会」の呼称が見える。

近畿地方の他の地域でも同様の状況が見られる。はやく肥後和男氏が「宮座」との視点から捉えた滋賀県の場合でも⁽¹²⁾、「平成の大合併」でほとんどが長浜市域となった滋賀県の湖北地域にはオコナイと呼ばれる修正会系行事が稠密に分布している⁽¹³⁾。オコナイは古くから見られたように修正会・修二会などの法会を示す言葉であるし、この地域のオコナイの源流は地方顕密寺院の修正会にあることが明らかにされている⁽¹⁴⁾。

現在でも多くの事例では、集落の仏堂を主な対象として巨大な鏡餅を奉獻することを行事の中心とするオコナイが実施されている。仏堂は神社境内に所在するものが大多数である。この仏堂と神社とが同一境内に併存する状況は、前近代には仏堂とその鎮守社の関係にあったものが、神仏分離以降には神社が主体的な施設となったものである⁽¹⁵⁾。とくに旧伊香郡の場合は、さほど広くない郡域に『延喜式』神名下に登載された官社が46座46社もあり、多

数の「式内社」を創出しなければならないという事情もあった。

高野山周辺地域をはじめ各地の仏堂での修正会系行事を調査した五来重氏は修正会系行事の中に見られる「民俗性」を追究した。五来氏は、さまざまな内容をもつ各地の修正会・修二会を「参籠型」「鏡餅型」「造花型」「香水型」など16の類型に分類している⁽¹⁶⁾。これは類型というよりも、個々の修正会系行事に含まれる要素、付随する要素と捉えた方が適切なものである。五来氏も指摘しているように1つの行事の中に16の類型の複数の要素が見られることが一般的である。在地の修正会系行事には牛王宝印の授与、神名帳の読み上げ、香水加持、鬼の登場など歴史的な中央の寺院の修正会・修二会にもすでに見られた要素もあれば、そうではなく地方顕密寺院や在地の仏堂の行事に伝播・定着してゆく過程で付加されたものと見られる要素もある。五来氏が「田楽型」とする田遊びも付加された要素の1つである⁽¹⁷⁾。

中央の寺院の修正会から集落の宗教施設の行事までを通覧して、修正会の変容と地方への伝播について論じた山路興造氏は、五来氏を含めて芸能史や民俗学の研究成果を踏まえて、修正会の変容について「民俗の心意伝承とも習合して、この法会の裾野を広いものにしていった」としている。田遊びについては「五穀豊穡を願う素朴な民俗の春迎えに対する思いが、地方寺院の修正会に取り入れられ、今日のような形態に整えられたもの」とし、そして「現在諸方に伝承された田遊びの多く」は「特定の宗教者によって再度伝播したもの」という⁽¹⁸⁾。中央の寺院（山路氏の用語では権門寺院）から地方顕密寺院（地方寺院）へ、地方顕密寺院から在地の仏堂（村堂）へという3段階の伝播の過程を提示したことはきわめて重要な指摘である。

次節以降に述べるように、修正会と田遊びの出会いを「民俗の心意伝承」「素朴な民俗」といった単純な括りで捉えることが適当か否か。伝播のメカニズムについて「特定の宗教者」という実態の不明な存在に依拠することの是非という問題がある。私見では、地方顕密寺院から在地の仏堂へと伝播・定着する過程で「民俗の心意伝承」「素朴な民俗」の影響があり、現行の各地の仏堂の田遊びに見られる多様性が生じたものと考えている。いずれにせよ、山路氏の指摘は、在地での行事・儀礼・芸能の受皿となる施設としての仏堂の意義を正当に評価した論と言える。

2 田遊びの成り立ち

日本全国の田遊びについて網羅的な調査・研究を実施した新井恒易氏は、おもに東海地方の事例を中心に、田遊びの成立、芸能的な発展の場としての修正会の意義を指摘した⁽¹⁹⁾。この新井氏のテーゼはひろく受容されている。しかしながら、最初に述べたように全国的に見れば、修正会に付随して田遊びが実施されることは一般的・普遍的な現象とはできない。管見では、修正会に付随して田遊びが実施されるのは、東海地方以外では兵庫県播磨地域に

3例（現行1例、廃絶2例）⁽²⁰⁾、そして本稿で取り上げる高野山周辺地域の事例ということになる。この節以下で述べるように田遊びの実施が確認される初期の史料は、神社に関わるものがほとんどである。本来的に仏教行事ではない田遊びが神仏習合の施設において修正会と出会い、修正会に付随して実施されることがあるようになったと見るべきである。

田遊びの起源についてはよく判らない。古くさかのぼれば弥生時代の水田稲作の開始に何らかの原点があろうことは想像できるが、新春の予祝儀礼として実施される模擬耕作の成立時期を考えてみる必要がある。

神祇令に規定された恒例の祭祀には2月の祈年祭があり、『延喜式』の段階では全国の官社2861社3132座が対象となっていた。このうち神祇官が直接管掌する737座のうちいずれも大社の「奠幣案上」の198社には幣物の中に「鍬一口」が見え、畿内の小社の「不奠幣案上」の375社のうち93社には幣物に「鍬一口」を加えられている⁽²¹⁾。古代の神祇祭祀において幣物がどのように用いられたのかは不明の点が多い。鉄で作られた鍬先は古代には貴重なものであり、有功の官人に対する賜物としてしばしば見られる⁽²²⁾。祈年祭の幣物に含まれる「鍬一口」は水田耕作、とくに春の田起こし・田打ちを象徴する儀器であったのではなかろうか。

古代中国の天子・諸侯の儀礼であった模擬耕作である籍田の礼は奈良時代の日本にも知られていた。漢代の文帝2(B.C.178)年に復興されてからの籍田の礼は、正月に皇帝が親耕を、皇后が親蚕を行い、勸農を率先垂範するものであった。正倉院には天平宝字2(758)年の銘のある儀礼用の辛鋤2柄が伝来している⁽²³⁾。これは宝字称徳孝謙皇帝(阿倍内親王、718～770年、最初の在位749～758年)の天平宝字2年正月3日に宮中で実施された儀礼に用いられたものである⁽²⁴⁾。ただ、女帝である阿倍内親王の場合には籍田の礼がどのように実施されたのかは不明である。

8世紀の公的な神祇祭祀や宮廷儀礼の中に、勸農を目的とした農耕の予祝儀礼が見られたことは事実として良い。しかしながら、祈年祭の幣物の「鍬一口」や、籍田の礼が直接的に後世の田遊びに繋がるとすることはできない。

静岡県焼津市藤守の大井八幡宮の事例を中心に、黒田日出男氏は、田遊びの伝播・普及に中世における領主による勸農政策の影響が見られるとの指摘をした⁽²⁵⁾。古代・中世を通じて、政治的権威や、地域の宗教的権威からの地域住民に対する勸農の働きかけはたえず見られたことであろう。しかし、現在の各地の伝承地での田遊びの受容・定着に、ただちに領主側などからの勸農の影響があったものとはできない。近世以降に成立した事例も少なくないし、隣接する集落で実施されていたものをそっくり移植したものもある。個々の田遊びの詞章等に見える勸農を窺わせる文言は、ただちにその事例の成立状況を示すものとはできない。

この節以降で述べてゆくように、田遊びの実施が確認できる初期の史料には、伊勢神宮をはじめ、中世には諸国の一宮とされたものなど、古代以来の地域の宗教的権威であった大規

模な神社に関わるものが少なくない。これらの大社は、奈良時代や平安時代前期から神戸（封戸・食封）を充当されていたものが多く、中世には広大な社領莊園を領有するものもあった。地域社会に対して、伝統的な宗教的権威はもちろん、領主権を含む政治的権威をもっていた各地の大規模神社を田遊び成立の場として考えてみたい。

現在の各地の田遊びは、水田稲作の過程を田植まで、もしくは稲刈りやその後の餅搗きなどまで模倣的に実施する例が一般的である。なかには水田稲作とは直接関係の無い養蚕や馬の飼養などの模倣行為までが含まれるものもある。多くの現在の田遊びの伝承地では、すでに他の場所で成立していた田遊びがセットとして導入・受容されたものと考えられる。しかし、これらの1年間の農作業の模倣行為が1度に新春の予祝儀礼として成立したものなのか否かを考えてみる必要がある。

現在では術語として「田遊び」という言葉が用いられているが、歴史的・地域的に見て「田遊び」という呼称がひろく一般的に用いられてきたわけではない。田遊び以外に「田打ち」「田植え」や「御田打ち」「御田植え」もしくは、その略である「御田」などの呼称が各時代・各地で用いられてきている。「田打ち」や「田植え」との呼称は、本来的には一連の模倣行為全体を指しているわけではなかろう。一連のものとしてではなく田打ちや田植えの模倣行為が単独で予祝儀礼として実施されていた例に着目してみたい。

時期的には降るが、日前神宮・国懸神宮（日前神社・国懸神社、日前宮、和歌山県和歌山市）の神事記に記される例を見てみよう。14世紀末の応永6(1399)年の書写奥書のある『日前宮神事記』に記されるものである⁽²⁶⁾。この史料は乾坤の2冊となっており、坤冊の末尾に「年中大小神事二百余度歟／宮内竹フトラ井チノタメ申ス／正平十二年ノレイニ任テ十二本下ス／建徳二年五月十七日／又ハ十八本下時モアリ／応永六年十一月朔日書写任了／雖為悪筆依難背御意本注之畢」とあり、南北朝期の正平12(1357)年・建徳2(1371)年の神事記を整理・書写したもののようである。日前神宮・国懸神宮は準皇祖神とも言うべき存在で、古代以来、紀伊国造の紀直氏が祀職を勤め、中世には紀伊国の一宮とされていた。また、同じ紀伊国の北部に位置することもあって高野山・天野社とも交渉があった。

『日前宮神事記』乾の正月16日条に「御鍬山御祭次第」が見える。ここには「神木七本内四本ハ両白冠・兩人母一本宛下人給之、二本ハ以神木作鍬、一本ニ各七八許結付之、両土師持還而進婢御前、今一本ハ惣官御方自社頭令下向給時、上土師持之惣官先立進本亭」とあり、「神木」で2本の鍬を作ることが記されている。鍬の具体的な形態は判らないが、実際の農具としての鍬ではなく、模造の鍬であろう。次節で述べる伊勢神宮の「忌鍬山」での神事、^{くわやま}「鍬山伊賀利神事」との呼称・内容の共通性が窺われ、興味深い。

続く3月条には「御種下祭ミタネヲロシノ〈下句撰吉日〉、御供頭人東行事〈建久五年国造宣俊被始之〉／^{モミ}初五升宛已上一斗両白冠出之、^{カミノクロマク}両土師請取之、於神畔蒔マネヲスル」とある。神田で実際の初蒔きではなく「蒔マネヲスル」とあるように、初蒔きの模倣行為が実施されている。

さらに4月条には「御田打祭〈下旬撰吉日〉、御供頭人下白冠／其次第御供納礼給之後、両白冠・兩人母已下中臈^{タミヤ}神人皆參田宮〈小宅郷神畔〉、下白田宮南北向、祭方人母同着〈敷葉薦〉、中臈〈長薦〉、神人等各皆任祭方着〈以西為上〉、有荷前、酒桑也、両白冠同時申祝詞、次酒桑給之、次土師賦御^{クハルミクハ}鉞〈正月十六日結付神木枝、自悠紀窪持參、進婢御前、櫛以之作木鉞也〉／白冠已下至中臈打御田〈各三度〉、次有御歌〈不出声〉、其後下向也」とある。正月16日の「御鉞山御祭」の際に調製された模造の鉞で田打ちが行われている。これも模造の鉞で「各三度」とあるので、実際の田打ちではなく模擬行為である。また「有御歌」とあり、芸能を伴っているが「不出声」となっているのは珍しい。

5月条には「御田植^{ミタウエ}御祭〈下旬撰吉日〉、御供頭人大案景家、御供納礼給之後、下土師神^{カミ}畔^{クハ}〈文治二年国造宣俊被始之、上土師御正作榎本坪ニシテ酒桑給之、各苗三本宛植之〉」とある。これは実際に神田に苗を植えているのであるが、「各苗三本宛植之」とあるように、やはり儀礼的・象徴的な田植えと判断できるものである。この後、7月条には11日に「日前宮御穂取^{ミホトリ}始事」、9月条には15日に「国懸宮御穂上御祭」が見える。これらは初穂を供えるために実際に稲穂を刈り取るものようである。

中世の日前神宮・国懸神宮では、実際の農耕とリンクしながら、一時に実施されるものではなく、それぞれ期日を別にして水田稲作の各過程の模擬行為が行われていたことが判る。このようなあり方を田遊び成立の前段階と位置付けることができるのではないか。「建久五年国造宣俊被始之」「文治二年国造宣俊被始之」とあるように個々の行事の創始を文治2(1186)年・建久5(1195)年と鎌倉時代初期としている。次節で述べる伊勢神宮や春日大社の田遊びが史料に現れてくる時期と比べて興味深い。

しかしながら、日前神宮・国懸神宮の農耕儀礼は近世には廃絶してしまっていた。寛文5(1665)年の年紀をもつ『日前国懸両太神宮年中行事』には『日前宮神事記』の内容を整理したかたちで同様の年中行事が記されているが、同年の『当時祭祀次第』では前述の水田稲作の模擬行為はまったく記載されていない⁽²⁷⁾。『日前宮神事記』に記載された農耕儀礼は戦国期以降に廃絶してしまったのであろう。

各地の一宮などの大社では実際に神田で田植を行う御田植祭が実施されている例が少なくない。これらの中には中世に遡るものもある。4節で述べる宗像大社の中世後期の事例では、単独の「田打」、一連の田遊び、実際に田植を行う御田植祭が重ねて実施されている。日前神宮・国懸神宮の中世の農耕儀礼のあり方は、一時に実施される新春の田遊びにも、実際に田植を行う御田植祭にも、変化・発展してゆく可能性を秘めたものであったとすることができる。新春の予祝儀礼としての田遊びは、一箇所⁽²⁸⁾で成立した行事が日本各地に伝播していったという一元的なものではなく、複数の成立地・発信地をもつものであったとすることができる。

3 初期の田遊び—伊勢神宮と春日大社の事例—

新春行事として一連の模擬耕作が実施されたことが史料的に確認できる事例、そして田遊びやそれに類する文言の見られる初期の事例を見てみよう。

田遊びに類する言葉の初見としては、建久3(1192)年6月3日の本奥書のある『皇太神宮年中行事』の2月の「^{くわやまいかり}鋤山伊賀利神事」の条に「以藁植田遊作法」とあるのがよく知られている。ここには「各以堅木鋤二作」「以葛笠二作」「御種〈小石〉」「山向内人田ヲ打」「大足」「桶二種〈小石〉ヲ入蒔之」「相竝テ巡見シ」「御田蕃植」「蕃植作法」などの文言があり⁽²⁸⁾、ツクリモノの鋤・笠などの道具や種初に見立てた小石、苗に見立てた藁を使って、田起こし、蒔蒔き、苗代の巡回から田植えまでの模擬耕作が実施されたことが窺える。これは田遊びと捉えて問題の無いものである。さらに「今年天下泰平、諸人安穩、年穀可豊稔之由祈申」とあるように日本国家の平穏と豊穰を祈って実施される予祝の新春行事であった。

はやく延暦23(804)年の年紀をもつ『皇太神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』に見える2月の最初の子の日の神事が『皇太神宮年中行事』の「鋤山伊賀利神事」に相当するものである⁽²⁹⁾。『儀式帳』のこの神事は、神祇令に規定された伊勢神宮での収穫祭である9月の神嘗祭と連動するものと位置付けられている⁽³⁰⁾。『儀式帳』の段階ではツクリモノの道具や種初に見立てたものを使用しての模擬耕作とはなっていない。『皇太神宮年中行事』の鋤が木で鋤の形を象ったものであるのに対して（この鋤の形から伊賀利=錨〈アンカー〉という神事の呼称が生じたのであろう）、『儀式帳』では「大神宮御田佃始時忌鋤料鐵一挺」とあるように、湯鋤山で鋤の柄となる木を切り、鉄の鋤先が付いた農具の鋤をつくり、実際に神田の苗代の田起こしをするものである。蒔蒔きが実施されるのは時期的に見て後日のことであろうが、『皇太神宮年中行事』のように田植えまでの模擬耕作を行うものではない。

『儀式帳』の段階以降、鎌倉時代初期までの間に「植田遊作法」—田遊びが形成されていったのであろう。ただ『儀式帳』には「田耕歌」「田儼」の文言があり、芸能を伴っていたことが判り興味深い。神祇令に規定された祈年祭とは別に伊勢神宮独自の予祝儀礼の成立・発展が見られたわけである。

現在の伊勢神宮では、4月下旬に^{ゆくわやま}忌鋤山と^{しんでんげしゅさい}神田で実施される神田下種祭が、10月16日・17日の神嘗祭の附属祭と位置付けられている⁽³¹⁾。これは模擬耕作ではなく、実際に苗代を耕し、蒔を蒔くものとなっている。また、由来は不明とのことであるが、内宮・外宮の「神楽殿に於て行われる諸祭典」に2月立春の日の^{みくわ}御鋤祭がある⁽³²⁾。この際に木の又を用いて造られた小型の鋤の模造品が参詣者に授与される。これは近世に伊勢の御師（主に外宮）が東海地方を中心に頒布した^{おくわ}御鋤と形態が共通する⁽³³⁾。各地で農耕に関わる神として受容された近世の御鋤のあり方は、中世の「鋤山伊賀利神事」の流れを汲むものと位置付けられるかも

しれない。

春日大社（奈良県奈良市）では、現在3月15日に田遊びである御田植神事（御田）が実施されている⁽³⁴⁾。本社回廊内の「林檎の庭」、南門を出た着到殿の横（回廊に祀られる榎本社の前）、若宮社の社前の3箇所と同じ内容が繰り返される。延宝8(1680)年の『春日社年中行事』の正月条の末尾に「上申日〈自七日以後〉、巫女等勤仕御田殖、而除凶年難祈於年穀豊者也、此式自長寛元年始而行之」とあり⁽³⁵⁾、前近代には正月の行事であったが、明治の改暦後に現在の日程となった。この行事についての鎌倉時代の記録が春日若宮の神主中臣祐定（1197～1269年）とその子の中臣祐賢（1220～1282年）、孫の中臣祐春（1245～1324年）の日記に見える。

『中臣祐定記』の寛元4(1246)年正月18日（日の干支は戊申、以下同じ）条に「今日可有田殖之義、御行之還御酉刻之間、入夜田殖不吉之旨巫等申之、延引爲晦日之由云々」とあるのが初見となる⁽³⁶⁾。正月の行事であるから実際の田植ではなく、模擬耕作である田植えまでが演じられる田遊びと捉えてよいものである。前日からの後嵯峨天皇（1220～1272年、在位1242～1246年）の社参の影響で行事の実施が夜間にずれ込もうとしたところ、巫（御巫＝巫女）が夜の「田殖」は不吉であると申し立てたので晦日（庚申）に延引することになったという。現状と同様に昼間の行事であり、八乙女（五月女）役を御巫が勤めていたことが判る。

『中臣祐賢記』の文永10(1273)年正月18日（壬申）条に「田ウへ、祐賢下知拜殿云々、近代若宮ノ田ウへ無下略定之条、以外次第也、速如昔可被致丁寧之由、以神殿守任申送之、仍今日丁寧云々」とあり⁽³⁷⁾、現状のように若宮社だけでなく本社でも田遊びが実施されていたことが窺える。同じく『中臣祐賢記』には文永12年正月12日（甲申）条に「田殖如例」、建治4(1278)年正月12日（丙申）条に「田殖也」、弘安3(1280)年正月18日（庚申）条に「田殖在之」とあって、記録の失われた年、記載されていない年も含めて正月の「上申日〈自七日以後〉」の「田殖」が恒例の行事となっていることが読み取れる。

『中臣祐春記』の正応2(1289)年正月11日条に「[]八講屋ノ下ニ犬死、仍則自慶賀門取出テ奇之了」とあって本社回廊内での「犬死」が記されている。14日条に「次若宮田殖も來十六日ニ雖相當、今度申日廿八日ニ可令勤任之由、拜殿へ祐春下知了」とあり、本来は16日（丙申）の予定であったところ28日（戊申）に延期することとなったとある。28日条に「恒例ノ田殖在之、依犬死延引之故也」とあり⁽³⁸⁾、正月11日の「犬死」が触穢とされ、このために延期された行事が28日に実施されたことが見える。このように鎌倉時代の春日社の「田殖」は原則として正月の8日以降の最初の申の日に実施されている。修正会のように日付で固定された日程ではなく、僧侶の出仕による法会も無く、密接な関係にあった興福寺や、春日社境内に所在した「神宮寺」とは無関係なものであった⁽³⁹⁾。春日社の「田殖」は正月の行事であったが、寺院行事の修正会に付随するものではなかった。

田遊びに類する言葉が見え、実際に模擬耕作の実施されていた鎌倉時代の事例として、伊勢神宮の「鍛山伊賀利神事」と春日大社の「田殖」について見てきた。伊勢神宮は2月、春日大社は正月と新春の行事ではあるが、修正会・修二会とは無関係に実施されていた。日本の古代・中世の代表的な神社である伊勢神宮と春日大社で、仏教行事・寺院行事とは関係無く新春行事としての模擬耕作——田遊びの成立・発展が見られたということである。そして田遊びを演じるのはそれぞれの禰宜などの神職や巫女で、職業的な芸能者や在地の住民が参加するものではなかった。

この節の最初に触れた天平宝字2(758)年の籍田の礼では、招宴の参会者に対して儀礼用の箒が授与された。伊勢神宮の「鍛山伊賀利神事」の流れを汲むと考えられる近世に御師によって頒布された御鋤が、東海地方各地で農耕儀礼に関わるものとして受容されていたのは先述の通りである。現在の春日大社の御田植神事でも、田遊びで早苗として用いられた松苗が、かつての社領であった地域の集落に授与され各農家の水口祭に使われている⁽⁴⁰⁾。中国の籍田の礼が支配者による勸農の意味を持っていたように、日本でも宮中での籍田の礼や、伊勢神宮・春日大社といった大社での模擬耕作が、単にその場での予祝儀礼だけに止まらず、ひろく勸農の目的をもって実施されていたと見ることができよう。

4 中世の神社での田遊びの展開—宗像大社と阿蘇神社の事例を中心に—

諸国の一宮とされたものなど大規模な神社には田遊びが伝承されているところが少なくない。多くの田遊びが伝承されている東海地方では、美濃国の南宮大社（仲山金山彦神社、岐阜県不破郡垂井町）、三河国の砥鹿神社（愛知県豊川市）、遠江国の小国神社（静岡県周智郡森町）、伊豆国の三嶋大社（伊豆三嶋神社、静岡県三島市）では現在も田遊びが実施されている。現在では田遊びが伝承されていない一宮でも、史料にかつての田遊びの実施が確認できる例もある。

南宮大社では、現在では春の例大祭の一環として5月4日に田遊びである「御田植神事」が実施されているが、前近代には正月の行事であった⁽⁴¹⁾。砥鹿神社では、現在では1月3日に「田遊祭」が実施されている⁽⁴²⁾。小国神社では、現在では1月3日に「田遊祭」が実施されている⁽⁴³⁾。三嶋大社では、現在では1月7日に「お田打ち神事」が実施されている⁽⁴⁴⁾。しかし、これらの一宮の田遊びについては、基本的に近世以降の史料しか伝来していない。

中世に田遊びが実施されていたことを示す史料の伝わる例として、ともに九州地方の中世には多くの所領を持つ大社であった宗像大社（福岡県宗像市）と阿蘇神社（熊本県阿蘇市）の事例を中心に見てみよう。

現在の宗像大社では、九州本島の辺津宮の祭神を市杵嶋姫^{いちきしまひめ}、大島の中津宮の祭神を湍津姫^{たぎつひめ}、沖ノ島の沖津宮の祭神を田心姫^{たごりひめ}としている。しかし『日本書紀』神代上瑞珠盟約章の第2の

一書では、現在の沖津宮に市杵嶋姫、中津宮に田心姫、辺津宮に湍津姫が祀られるとしており⁽⁴⁵⁾、海の神・航海の神である宗像3女神を祀る地は歴史的な変遷が見られたようである。中世の宗像社は、辺津宮に中津宮・沖津宮の祭神も勧請され、境内に第一宮（総社）・第二宮・第三宮と多数の摂社・末社・仏堂が所在した。隣接地に神宮寺として鎮国寺（近世には仁和寺末）があり、祭神に対して「宗像大菩薩」の菩薩号が付されるなど神仏習合が進展していた。宗像社の中世の年中行事記である『正平二十三年宗像宮年中行事』『応安神事次第』には現在の辺津宮と中津宮での「田打」が見える⁽⁴⁶⁾。

南北朝期の正平23(1368)年の年紀をもつ『正平二十三年宗像宮年中行事』は、それぞれの宮社・堂ごとに正月から12月までの膨大な数の年中行事の実施日時と名称を掲げている。新春の行事としては「田打」の他には「青馬」「踏歌」「歩射」などの神事、「修正」などの仏事が見られる。「大嶋佛神事」の条の正月朔日に「同日 田打神事」とあり、「館浮殿神事社務館」の条にはやはり正月朔日に「同日 田打神事同役」が見える。具体的な内容は判らないが、正月1日に大島の中津宮と辺津宮に所在した大宮司の社務館である浮殿の双方で神事として「田打」が実施されていたということである。また「政所社神事」の条には4月15日に「同十五日 田殖神事」とある。これは模擬耕作ではなく、実際に田植えを行ういわゆる御田植祭であろう⁽⁴⁷⁾。

応安8(1375)年の神書の書き上げに、永享9(1437)年の補遺を加えたかたちとなっている『応安神事次第』は中津宮と沖津宮も含めた宗像社全体の1年間の神事を正月から12月までを順に記している。正月1日の条には中津宮の「田打」は見えないが、辺津宮での「同日御内田打事」が記されている。これは『正平二十三年宗像宮年中行事』の同日の浮殿での「田打神事」のことである。ここには「祢宜三十人・^{子キ}権官十人・^{コシクワン}貫首十人池ノ縁ニ立ナラヒテ^{クロムス}白杖ヲツキテウタフ也/^{イケ}次苗代事・^{ハタ}國侍四人ノ役也/^{タチ}一人ハクワヲモテ畦ヲヌル、一人ハ^{ウシ}牛ヲ引ク、一人ハ^{ヒク}馬クワヲモテカク、一人ハ^{ハム}タ子ヲマク也/^{ヒツ}次ウナリ事、一人ハ^{サイ}飯ノ櫃、一人ハ^{シル}菜ノロムシ、一人ハ^{セム}汁ノロムシ、一前ヲヨソウテ御廉ノ一ノ間ニ^{ミチヤウ}構進之コレヲ^{イチ}次ニ^マ神官五人、^{シラツエ}白杖ヲツキテ^{ニワ}庭ニ^{イテムカウ}出向ナリ」とある⁽⁴⁸⁾。権官は神職、貫首（貫主）は社僧のことである。やや意味不明な部分もあるが、畦塗り、牛に引かせた馬鍬、初蒔きの次第があり、「ウナリ事」は各地の田遊びに見える^{ひるま}昼飯持ちのことである⁽⁴⁹⁾。行事名が「田打」であるので最初と最後の白杖を持つての所作は田打ちと田植えを象徴的に演じるものであろうか。そうであるならば、現行の各地の田遊びと同様に田打ちから田植えまでの模擬耕作が実施されていたということになる。「次ウナリ事」の「^{サイ}菜ノロムシ」「^{シル}汁ノロムシ」の「ロムシ」についてはよく判らない。

さらに『応安神事次第』の2月条の末尾に「大祭事政所」があり、ここには「廳ニ大飯・酒肴アリ、忌子神人ニ向テウケウケ三反、神人同三反ノ小勝浦神人七人・大嶋神人七人寄合テ人形作ルノ歌ノ橋本ニテ有祓ノ次御前ノ濱ニテ有祓、禰宜釣ル魚ヲノ土瓶染紙ノ次高宮

土瓶 御幣 祝詞アリ／〈同〉次中殿 地主 廟院 所主／〈同〉御鑑持社ニハ御幣十二
 田打アリ／クワヒラ三 子ノ沙汰／打事ハ一禰宜 二禰宜 三禰宜役也／次温卷殿社 馬草
 ノ稻三把ハ政所ノ沙汰／祝詞後、執行馬立ヲ讀ム、國御廐馬毛ヲ申ス／一社一疋ツ、／次又
 中殿ニ土瓶 染紙 御幣 祝詞アリ／廳座ニ酒肴アリ／右大祭者、春夏秋三ケ土祭也、大祭
 後興御嶋渡也、夏ノ祭者農業祭云々」とある⁽⁵⁰⁾。この「田打」は3名の禰宜によって「御鑑
 持社」で行われる。正月1日の「田打」とは異なり、田打ちから田植えまでの一連の模擬耕
 作ではなく、田打ちだけが実施されるものようである。

田打ちの他にも、人形を作ること、魚を釣ること、馬を引き出して毛並みを申すことなど
 さまざまな儀礼が記されている。これらもやはり新春の予祝儀礼として実施されたものなの
 であろう。とくに「禰宜釣ル魚ヲ」とあることが注目される。天元2(979)年2月14日の大
 宰府充ての太政官符に引かれる天延2(974)年2月5日の宗像社宮司らの大宰府充の解状に
 「其時年度度々祭、只臨山海爲先漁獵」とあり、海岸に立地することから祭事では「爲先漁
 獵」としてきたが、祭神に菩薩位が授けられたため「長停獵山漁之祠祀」となったとしてい
 る⁽⁵¹⁾。海の神であり、航海の神である宗像社では漁撈に関わる祭祀が重視されてきたのであ
 る。宗像社に漁撈の予祝儀礼が見られたことは興味深い⁽⁵²⁾。現行の田遊びにも、少数ながら
 魚を釣るなど漁撈の予祝儀礼が含まれている事例がある⁽⁵³⁾。

残念ながら、現在の宗像社には、ここで見てきた「田打」やさまざまな予祝儀礼、御田植
 祭などは伝えられていない⁽⁵⁴⁾。2節で見た日前神宮・国懸神宮の事例とは異なり、一時に実
 施される田遊びや、実際に田植を実施する御田植祭にまで発展していた事例であるが、やは
 り戦国期に廃絶してしまっていた。地域の大社の領主権を含んだ古代的・中世的権威の喪失
 が廃絶の原因であったと見られる。

次に阿蘇神社（熊本県阿蘇市）の例を見てみよう。阿蘇の神は阿蘇山の火山活動が神格化
 されたものである。『延喜式』神名下の肥後国には4座4社の官社が登載されており、その
 内の阿蘇郡3座の「健盤龍命神社〈名神大〉」「阿蘇比咩神社」「國造神社」は中世には阿蘇
 宮を構成する多数の神社群に含まれるものとなっていた。中世の阿蘇社は大宮司の統轄の下、
 神職として社家・神人・巫・伶人、隣接する神宮寺（青龍寺）に所属する供僧が存在した⁽⁵⁵⁾。
 また、阿蘇山上には祈禱寺院として阿蘇社と密接な関係にあった西殿寺（天台宗）が所在
 した。

阿蘇社および阿蘇社に隣接し、阿蘇社の主神の子神を祀るとされる国造神社（北宮）の新
 春から秋までの一連の農耕儀礼は「阿蘇の農耕祭事」として重要無形民俗文化財に指定され
 ている。農耕に不向きな火山性土壌の広がる阿蘇カルデラに所在する阿蘇社で、大がかりな
 一連の農耕儀礼が伝承されてきたことは興味深い。この中に現在3月に実施されている「田
 作祭」があり、田遊びが含まれている。中世の阿蘇社の祭祀・年中行事については、はやく
 関係史料を用いた杉本尚雄氏の研究があり⁽⁵⁶⁾、近年では大山喬平氏の研究がある⁽⁵⁷⁾。中世か

ら近世への変容、近世の祭祀・年中行事の特質については、近年の松本恵氏の研究がある⁽⁵⁸⁾。中世には正月7日の修正会、2月15日の常楽会、4月8日の仏生会、7月15日の蓮華会、8月15日の放生会などの仏教法会も実施されていたが、近世にはこれらの法会は見られなくなっている⁽⁵⁹⁾。現行の祭祀・年中行事は近世から近代に再編成されたものである⁽⁶⁰⁾。

現在では阿蘇社（本社）の拜殿で実施されている「田作祭」に含まれる田遊びの行事の内容は、新井恒易氏の報告によると、①千町万町（下座の神職2名）、②案山子立て（天宮祝）、③千町万町配り（美濃次郎）、④溝浚い（三太夫）、⑤鍬柄配り（美濃次郎）、⑥成高（天宮祝）、⑦田打ち（巫中＝神職4名）、⑧代作り（四太夫・五太夫）、⑨種蒔（三太夫）、⑩成高（天宮祝）、⑪鳥追（八祝）、⑫引苗（年祢祝・小宮司、七の祝・八の祝、擬大宮司・権擬大宮司）、⑬苗配（美濃次郎）、⑭田植（巫中＝神職2名）、⑮五穀（土器）、⑯閩水（五太夫）、⑰大富（天宮祝・公文・検校）、⑱笏（六太夫・公文）、⑲括馬^{きつうま}（諸神祝・擬大宮司）、⑳案山子あがり（天宮祝）となっている⁽⁶¹⁾。括弧内は演者であるが、これは社家・神人からなるかつての演者名を称しているものである。

前欠・後欠のため年次不明であるが、中世のものと思われる『阿蘇社四季神事諸役次第』には「三月分」の直前（二月分ということになる）に「田つくりのまつり」の記載がある⁽⁶²⁾。南北朝から室町期に成立したとされる年中行事の書き上げである『阿蘇社年中神事次第写』の2月条の「同月初巳日歳神起シ奉ル時」以下には歳神の神婚からはじまる一連の行事が詳しく記されている⁽⁶³⁾。「戌ノ日田作ノ御祭」以下には「田作御祭ノ時之役人」として、「田作祭」でのそれぞれの演目の演者、道具を用意する者等の分担が書き上げられている。いま便宜上、符号を付して摘記すると次のようである（括弧の中は演者・担当者）。

A なりたかし（天宮祝）、B 溝さらえ（三太夫）、C 花の役人（七ノ祝・八ノ祝）、D 太刀の役人（八の祝）、E 弓（七ノ祝）、F おひとりヲ結フ（七祝）、G かむら矢（八ノ祝）、H 田うちの鍬の柄（ミノ次郎）、I 初ノ種（ミノ次郎）、J 苗（ミノ次郎）、K 種蒔（三太夫）、L 鳥逐（八の祝）、M 苗引（小宮司年神菌）、N 一ノ畦（七ノ祝・八ノ祝）、O 二ノあせ（擬大宮司・権擬大宮司）、P 苗クハリ（敷頭）、Q 牛ニ成事（四太夫）、R 牛ニ水飼（五太夫）、S 大富ノ役（土器神人かわち）、T 江口の水（五太夫）、U いのり主（検校二郎貫主）、V 大富ノ使（公文）、W 千町萬町（公文）、X 検注（六太夫・公文）、Y てん馬（諸神祝・擬大宮司）。

この記載を現行の行事と突き合わせてみると、あまり大きな変化は見られないようである。Aの「なりたかし」は⑥⑩の「成高」（鳴り高し）の意で、この次第で太鼓を打ち鳴らすことからの呼称である。生身の人間が案山子の役を務めるもので、C「花の役人」、D「太刀の役人」、E「弓」、F「おひとりヲ結フ」、G「かむら矢」は案山子の身支度を整え、武器等を用意した役のようである。現状では②の案山子立てで登場した天宮祝は⑥⑩の成高、⑰の大富に案山子の所作があり、⑳の案山子あがりまで出ずっぱりである。他に案山子役の

登場する田遊びは知られておらず、阿蘇社独自の内容である。

B「溝さらえ」、H「田うちの鍬の柄」、I「糶ノ種」、J「苗」、K「種蒔」、L「鳥逐」、M「苗引」、P「苗クハリ」からは現状と同じように溝浚えからはじまる模擬耕作が実施されていたことが窺える。Q・Rの「牛ニ成事」「牛ニ水飼」は牛に扮した者の登場する牛耕の場面であろうが、現状では牛耕の部分を⑧代作りと称している。N・Oの「一ノ畦」「二ノあせ」は現状のように⑫引苗の段で竹の棒を持って畦の区画を示す役であろう。

中央から遠く離れた地に所在することからか、中世の史料に見える阿蘇社の田遊びは、独自の内容を多く含むものであった。他所から受容したのではなく、阿蘇社で形成された田遊びと見るのが適切なものである。

少し変わった例として、佐太神社（島根県松江市）の「田植祭」について見ておこう。佐太神社では現在7月15日に「田植祭」が実施されている⁽⁶⁴⁾。永正9(1512)年の年紀のある「佐陀社頭覚書断簡」の「七拾余度之祭之名ヲ知事」の条には「一十二月廿一日御田植祭／一十二月廿二日中田植祭／一十二月廿三日晩田植祭」が見える⁽⁶⁵⁾。12月21日・22日・23日の3日間にわたって早稲・中稲・晩稲に対する田遊びが行われていたという。このことも珍しいが、年末の内に田遊びが実施されるのも異例である。翌年の豊穰を祈ってのものなのであろう。前近代には社家・巫女によって奉仕されていたが、近代に入り1日の行事とし、何度かの中絶の後、1965年頃に保存会により、小学生女兒が巫女役、男児が歌人役を務めることとし、7月15日を期日として再興されたという⁽⁶⁶⁾。

佐太社は『出雲国風土記』に見える「佐太大神」を祀るとされ、『延喜式』神名下の出雲国秋鹿郡の条の「佐陀神社」とされている。中世の出雲国には熊野信仰が浸透しており、ひろく神仏習合の状況が見られた。佐太社では、現在でも3棟の大社造が並列する中の正中殿に佐太大神（サルタヒコとされる。明治以降に付加された）とイザナギ（熊野坐大神＝本宮）・イザナミ（夫須美大神＝那智）・早玉大神（新宮）の熊野の3神、さらに阿須賀神社（和歌山県新宮市）の祭神である事解男ことさかのおの計5神を祀る。事解男を祀るのは地方の熊野社に多く見られる。後欠のため欠年の『佐陀社年中祭祀料田御供注文』（佐陀大社御神事帳）には正月1日の神宮寺の修正会をはじめ多くの仏事が記されているが⁽⁶⁷⁾、この「田植祭」は年末の行事であり、修正会に付随するものでないことは言うまでもない。

以上3節と4節で見てきたように、中世の史料が残されている神社の田遊びは修正会に付随するものではなく、諸国の一宮とされてゆくものなど大規模な神社で「神事」として実施されていたものであった。

5 修正会と田遊び

この節では、寺院行事・仏教行事である修正会と、本来的には寺院行事として成立したわ

けではない田遊びが結合していった状況を見てみたい。現行の田遊びの次第書などの関係史料はほとんどが近世以降のものである。管見に触れた修正会に関わる田遊びの存在を示す中世の史料について見ておこう。

最初に南北朝時代の修正会に付随して実施された田遊びに関する2点の史料を見てみよう。ともに東海地方の事例である笠原庄一宮（現高松神社、静岡県御前崎市）と猿投神社（愛知県豊田市）および猿投神宮寺（廃絶）の修正会に関する史料であり、どちらにも「田遊」の文言が見える。元弘3(1333)年8月の遠江国笠原庄一宮仏聖供米配分状案には「一石六斗〈同日修正導師・同供僧并參籠神人等・御神樂并田遊等・得元秋貞兩郷百姓社参祝料〉」とあり、正月15日の笠原庄一宮の修正会に田遊びが実施されることが記されている⁽⁶⁸⁾。具体的な田遊びの内容は不明であるが、この史料には「一石 同十五日修正仁庄主御壇供力餅百枚料」とあり、庄主が用意する壇供に「力餅」が見える。現行の静岡県藤枝市滝沢の八坂神社の田遊びの中で神聖視されている一種の掛け餅が力餅^{りきひょう}と呼ばれていることが想起され興味深い⁽⁶⁹⁾。田遊びを演じたのが神人などの神社に所属する者か、職業的な芸能者なのか、あるいは在地の住民であるのかは不明であるが、笠原庄一宮に隣接し、一宮領や神田の所在した得元郷（御前崎市）と秋貞郷（同）の百姓が社参していたことも見える。

延文6(1361)年5月の年紀をもつ『貞和五年年中祭礼記』は、猿投神社・猿投神宮寺の貞和5(1349)年における年中行事の書き上げである⁽⁷⁰⁾。ここには正月5日からの5日間の修正会の結願の後に「修正結願之後〈於御拜殿田遊・鶉狩・武者遊・神下等也〉」とあり、田遊びが実施されたことが見える。「鶉狩」「武者遊」についてはどのようなものであったのかは不明であるが、この史料には「笠ノ餅」「鞍餅^{クレン子}」「種米」「田打餅」「牛ノ轡」「子守り」「鍛持」「女假裝鏡」などの田遊びで実施された模擬耕作のあり方を窺える文言が見える。「種米^{クレン子}」は粳蒔きに用いられるものであろうし、「笠ノ餅」「鞍餅」「田打餅」「牛ノ轡」は餅を利用した牛の鞍や轡、鋏などの道具と見て問題は無い。「子守り」は子供の人形の存在を窺わせるし、「女假裝鏡」は女装した昼飯持ちが登場したのであろう。このように猿投神社・神宮寺の南北朝時代の修正会に付随する田遊びは、現在の東海地方各地の田遊びの事例と共通する内容であったと想定できるものとなっている。

この2点の史料は修正会に付随して田遊びが実施されたことを示す最初期のものであるが、ともに神社を主体とする施設に関わるものであることに注意しておく必要がある。ただ、残念なことに高松神社・猿投神社とも田遊びは現在には伝えられていない。東海地方各地の地方顕密寺院の修正会に付随する現行の田遊びには近世以降の史料しか残されていない⁽⁷¹⁾。しかし、この2点の史料に見られるように、中世後期には現在につながる修正会に付随する田遊びが形成されていたとしてよいのではないか。

現在でも田遊びが伝承されており、修正会と田遊びの結合する状況を窺うことのできる奈良県吉野郡吉野町の吉野山の事例を見ておこう。吉野山の吉野水分神社（子守明神）では現

在では4月3日に田遊びである御田植祭（御田）^{おんた}が実施されている⁽⁷²⁾。前近代の吉野山には多くの寺院・仏堂・神社を包摂した天台方・真言方・社僧・社人からなる一山組織があり、中世には興福寺の傘下で、近世には東叡山寛永寺の末であった⁽⁷³⁾。中世から近世にかけての書き上げの中に山下蔵王堂（本堂）をはじめとする堂舎・神社での行事が記されている。

鎌倉時代末の成立とされる『金峯山草創記』には蔵王堂、石蔵寺観音堂・同常行堂・同宝塔院の修正会とともに正月23日の下宮（勝手明神）の祭と正月18日の上宮（子守明神）の祭が見え、ともに「神子・神人等役」とされている⁽⁷⁴⁾。15世紀中葉の成立とされる『当山年中行事』には正月18日の上社の「御田植」と正月23日の下宮の「御田植」が見える⁽⁷⁵⁾。この「御田植」は正月の行事であり、実際に苗を水田に植えるものではなく、模擬耕作——田遊びが実施されていたものと判断できる。慶長18(1613)年の「子守・勝手両社僧年中御神役事」には「一正月十八日、於子守宮、天下御祈禱御田祭、有勤行之後、社僧・禰宜立相、御神事御能仕候事」「一正月二十三日、於勝手宮、天下御祈禱に御田祭、有勤行之後、社僧・禰宜立相、御神事御能仕候事」とあり⁽⁷⁶⁾、両社で「天下御祈禱御田祭」が実施され、社僧による勤行の後に社僧・禰宜立会のもと「御神事御能仕候事」とある。この「御神事御能」は猿楽だけではなく、田遊びを含む芸能のことであろう。天台方の寺僧の書き上げである寛文10(1670)年の「金峯山寺僧年中行事次第」には、多くの修正会が記されており、蔵王堂をはじめとする堂舎だけではなく、天神宮・八王子・金精大明神・勝手宮（下社）・子守宮（上社）での修正会も見え、勝手宮では18日の修正会と23日の「神事能」が、子守宮では18日の「神事能」と28日の修正会が見える⁽⁷⁷⁾。期日は異なるが、子守社・勝手社では修正会と神事能——田遊びを含む——がともに新春の行事として近接した日程で実施されることになっている。

なお、享保14(1729)年の「金峯山寺真言方寺役記」では「天台方ノ寺役」として正月3日夜の実城寺（廃絶）の荘厳について記されている。実城寺は近世には天台方の学頭坊で『金峯山草創記』で「当山根本堂」とされている廃絶した石蔵寺の名跡を継承するものである。「金峯山寺僧年中行事次第」では正月3日に「岩蔵寺常行堂修正并延年ノ行有之、於実城寺勤之」とある。「金峯山寺真言方寺役記」には「田ヲウエ、繩ヲナキ、カキヲイタシ、鳥ヲライ、ヲ、ウミ、カサヲハリ、算用ヲシ」と実城寺の修正会で模擬耕作が実施されたことが記されている⁽⁷⁸⁾。

吉野山の中世から近世への新春行事の変容を通覧すると、蔵王堂などの寺院・仏堂では修正会、子守社・勝手社の神社では田遊びを含む芸能が神事として実施されていたが、やがて神社でも修正会が実施されるようになり、さらに実城寺の例のように寺院修正会でも田遊びが行われることがあった。このように修正会と田遊びが結合していった状況を見ることができる⁽⁷⁹⁾。

吉野と同じように一山組織のあった多武峰（奈良県桜井市、現談山神社）で中世に実施さ

れていた田遊びについて触れておこう。多武峰の常行堂（現在は「儀式殿」とされている）の修正会について書き上げた15世紀中ごろの成立とされる『常行三昧堂儀式』上・中・下の下には修正会結願の正月7日の条に「土鏝ノ式」が見える。また、天正12年の年紀のある『常行三昧堂万覚書』には正月7日の条に「土ナラノ式」とある⁽⁸⁰⁾。「鏝」は木工具のチョウナ・カンナの類、もしくは農具のスコップの類を示す文字であるが、ここでは農具のスキの意であろう。模擬耕作を「土鏝ノ式」「土ナラノ式」と表現しているということである。多武峰は現在では神社となっているが、神仏分離以前は藤原鎌足を祀る廟を中心とする施設で、一般的な顕密寺院とは異なる存在であった。

他に近世以前の田遊びに関わる史料としては、本稿で取り上げる天野社に関する史料である戦国期の文明8(1476)年の年紀をもつ「金剛峯寺山玉院長床衆山上山下雑記」に天野社の修正会に付随する「御田植」「御田」が見える⁽⁸¹⁾。この史料および天野社の御田の現状や変遷については次稿で取り上げる。

織豊期の16世紀末の史料のある事例を見ておこう。岐阜県郡上市白鳥町長滝の長滝寺(天台宗)・白山神社の事例である⁽⁸²⁾。長滝寺と白山神社は明治初年の神仏分離以前には一体のものであった。現在は1月6日に「六日祭」「花奪はなぼい祭」との呼称で白山神社の拜殿で神社行事として実施されている。前近代には長滝寺・白山神社の修正会に結願の後の行事であった。現状では各地の「延年」の芸能と共通する内容の中に模擬耕作として「しろすり」(田打ち)だけが演じられている。文化財としての指定名称は「長滝の延年」となっている。この行事には文禄4(1595)年、慶安元(1648)年、明和5(1768)年の次第書が伝えられており、行事の変遷を追うことができる。

なお、奈良県香芝市の鹿島神社の結鎮座文書の「座衆経営録」のなかに見える正月12日の「御田之事」が鹿島神社および神宮寺(法楽寺)の修正会に付随する田遊びとして取り上げられることがある。この史料には元弘元(1331)年の奥書、文安元(1444)年の跋があり、「原本」とされているようであるが⁽⁸³⁾、近世の「写し」と見るのが適切なものようである。また、田遊びを表現するのに「御田」という言葉が使われるのも中世末以降のことのようである。この史料は参考にとどめるべきものであろう。

このように修正会に付随して田遊びが実施されていたことの確認できる中世の史料はきわめて限られたものである⁽⁸⁴⁾。最初期の2例は、笠原庄一宮の例は神社での修正会に付随するものであったし、猿投神社・神宮寺の例は神宮寺の修正会の結願の後に神社の社殿で実施されるものであった。吉野山の事例では、神社では田遊び、堂舎では修正会というかたちであった新春行事のあり方が、次第に互いに融合してゆく状況が見て取れた。他の多武峰、長滝寺・白山神社の場合も、独特な施設であったり、やはり神社と寺院が一体となった施設での事例であった。

この節で取り上げてきた中世の史料に見える修正会に付随する田遊びのあり方は、高野山

周辺地域の修正会に付随する田遊びの成立・発信地と想定できる天野社の行事の成り立ちを考察するために貴重な事例となるものである。

6 小結

本稿で取り上げた点を整理し、次稿への展望を述べておきたい。高野山周辺地域を含む畿内周辺地域では、中世以来、仏堂での修正会が稠密に実施されていたことが確認できた。この地域の田遊びを含む行事の展開も、このような状況を基礎として理解すべきものである。

新春の予祝行事としての田遊びの成り立ちについて、日前神宮・国懸神宮の事例を手がかりに、田遊びは1箇所で開催した行事が日本各地に伝播していったという一元的なものではなく、複数の成立地・発信地をもつものであったと想定した。さらに田遊びについての中世の史料を通覧して、多くが伊勢神宮をはじめとする大規模な神社の神事として実施されたものであり、修正会とは無関係に成立したものであることを指摘した。さらに修正会に付随して田遊びが実施されていたことが見える中世の史料はきわめて限られたものであり、多くは神社を主体とする施設に関わるものであることを確認した。

次稿では、こうして確認できた修正会に付随する田遊びのあり方を前提に天野社の行事の成り立ちを考察する。さらに天野社を発信地として周辺に伝播していった行事を取り上げる。前近代の天野社では、正月16日の昼間に田遊びが実施され、その夜に修正会が行われていた。これは修正会に付随する田遊びとしてはやや異例の順序である。5節で触れた吉野山の事例では、山下の蔵王堂で天台方と真言方双方の修正会が別個に実施され、双方の修正会の間に鬼が登場していた。現在の天野社の田遊びに鬼は見られないが、戦国期の史料には鬼の記述があり、鬼面も伝来していた。また、周辺の事例でも鬼面の伝来や、かつての鬼の登場を窺わせる次第が見られる。

次稿では天野社と周辺の修正会に付随する田遊びの現行・廃絶の事例について、その内容と伝播・展開の状況について取り上げる。

〔註〕

- (1) 中川善教「高野山修正会考」(『密教文化』63 1963年)。たびたび高野山に参籠し、高野山に葬られたことから高野御室と称される覚法法親王(1091~1152年)の参籠記である『御室御所高野山御参籠日記』の久安4(1146)年閏6月26日条に法会の際に「於童部可令彈琵琶・箏之由勤之、雖然依憚思、于今無此事、而今夜令彈之、僧等有感氣云々」とあり、同6年7月16日条には「今夕例時了後、召山上童部五六人、令誦俱舍頌及乱舞、其中有一人童、稱日前宮舞人、仍令舞遅久・皇仁等、其躰如屋舞、經暫返遣了」とある。法会の場そのものではなく、夜間に歌舞音曲が行われている。山上に召した「童部」の1人が「日前宮舞人」であったということも興味深い。また、6年6月10日条には高野山への途次に宿泊した天野社で「今朝先参丹生御寶前、奉幣帛牽神馬、又貢蒔繪手箱入種々物、其次召八女令哥舞、給繪扇了、其後退下」とあり、

天野社には歌舞を勤める「八女」がいたことも記されている。高野山文書又続宝簡集 200。

- (2) 山岸常人「悔過会の変容」(同氏『中世寺院社会と仏堂』塙書房 1990年 初出は1984年)、佐藤道子「悔過会 中世への変容」(同氏『悔過会と芸能』法蔵館 2002年 初出は1994年)など。
- (3) 『三宝絵』下。
- (4) 『今昔物語集』巻第19の「以仏物餅造酒見蛇語第二十一」。
- (5) 井原今朝男「中世国家の儀礼と国役・公事」(同氏『日本中世の国政と家政』校倉書房 1995年 初出は1986年)。
- (6) 高野山文書又続宝簡集 1584。神野庄公文の能光の罪状を14箇条にわたって列挙したなかに「一蒙追却之後、神野内六宇堂舎修正会、為誰可行哉之由申而、不致其勤事」が見える。和歌山県立博物館編『中世の村をあるく一紀美野町の歴史と文化一』(和歌山県立博物館 2011年) 42頁に史料の写真が掲載されている。
- (7) 鞆淵八幡神社所蔵文書。「上村堂田分」に「反 正月六日修正田 妙法寺／百冊 同寺油田／反 橋寺正月六日修正田／百冊 同寺油田」とある。和歌山県立博物館編『歴史のなかのともぶち、一鞆淵八幡と鞆淵荘一』(和歌山県立博物館 2001年) 121頁に史料の写真が掲載されている。池田寿「高野山と村落寺社」(『日本歴史』567 1995年)参照。
- (8) 肥後和男『近江に於ける宮座の研究』(東京文理科大學紀要第16巻 1938年)、同氏『宮座の研究』(弘文堂 1970年 初出は1941年)など。和歌山県下の「宮座」の事例を扱ったものとしては安藤精一『近世宮座の史的研究一紀北農村を中心に一』(吉川弘文館 1960年)がある。
- (9) 2017年2月4日調査。清水町誌編集委員会『清水町誌』史料編(清水町 1982年) 836～841頁、清水町誌編集委員会『清水町誌』下(清水町 1998年) 596～599・694・695頁参照。
- (10) 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史』近世史料三(和歌山県 1981年) 623～633頁に史料の翻刻が掲載されている。
- (11) 桜井隆治『伊都郡の隅から隅』(『日本民俗誌集成』第15巻 三一書房 1997年 初出は1954年)。
- (12) 註(8)前掲、肥後氏『近江に於ける宮座の研究』。
- (13) 井上頼寿『近江祭礼風土記』(滋賀県神社庁 1960年)。
- (14) 和田光男「湖北オコナイの成立について一地方霊場寺院と村落寺院の影響一」(『京都民俗』6 1988年)、中澤成晃「湖北における修正会とオコナイの源流」(同氏『近江の宮座とオコナイ』岩田書院 1995年 初出は1992年)。
- (15) 脊古真哉「己高山をめぐる宗教文化一滋賀県伊香郡木之本町・高月町一」(櫻井徳太郎監修・木曜会編『民俗宗教』4 東京堂出版 1993年)。また、この地域が一面の真宗地域であり、仏堂を撤去し葬祭寺院である真宗寺院に仏像を移坐することが難しかったということも影響を与えていると考えられる。脊古真哉「湖北の真宗道場一方便法身尊像の機能を手がかりに一」(『宗教民俗研究』6 1996年)、脊古真哉「湖北地域における実如期本願寺教団の展開一称名寺とその門末を中心に一」(同朋大学仏教文化研究所編『実如判五帖御文の研究』研究篇下 法蔵館 2000年)参照。
- (16) 五来重「仏教儀礼の民俗性一とくに修正会と修二会について一」(『五来重著作集』第1巻日本仏教民俗学の構築 法蔵館 2007年 初出は1953年)、同氏「修正会・修二会と民俗」(『五来重著作集』第8巻宗教歳時史 法蔵館 2009年 初出は1980年)など。
- (17) 五来氏の他の著作にも見られることであるが、16の類型の「田楽型」には田遊び(模擬耕作)と田楽との混同が見られる。各地の田遊びの中に見られる田楽的な要素は、実際の農耕の中で田植えなどに際して景気付けに演じられる田楽が、模擬耕作である田遊びの中でも実施されていると見るべきものである。

- (18) 山路興造「修正会の変容と地方伝播」（同氏『中世芸能の底流』岩田書院 2010年 初出は1988年）。
- (19) 新井恒易『農と田遊びの研究』上・下（明治書院 1981年）。
- (20) 兵庫県の播磨地域には鬼の登場する修正会の事例は多数見られるが、さらに田遊びの付随するものとしては3例が知られている。現行のものとしては兵庫県加西市東光寺（天台宗）の事例がある。2012年1月8日調査。廃絶したものとしては、兵庫県西脇市の荘厳寺（高野山真言宗）、多可郡多可町の楊柳寺（天台宗）の例がある。西脇市教育委員会・多可町教育委員会編『西脇・多可の鬼と天狗』（西脇市教育委員会・多可町教育委員会 2013年）25～31頁に荘厳寺の、44～45頁に楊柳寺の関係史料が掲載されている。
- (21) 『延喜式』四時祭上の二月祭祈年祭条。
- (22) 『続日本紀』大宝元(701)年3月壬寅条に「賜右大臣從二位阿倍朝臣御主人、絶五百疋・絲四百鈞・布五千段・整一万口・鐵五万斤、備前・備中・但馬・安藝國田廿町」とあるのが、『続日本紀』での官人への賜物としての鋤の初見記事である。この「整一万口」は備前等の国の田20町を耕作するための農具として与えられたものである。
- (23) 宮内庁蔵版・正倉院事務所編『正倉院寶物』南倉Ⅱ（毎日新聞社 1996年）13頁などに写真が、同書262頁に「東大寺〈子日獻／天平寶字二年正月〉」（2柄とも銘は同文）の銘の釈文が掲載されている。
- (24) 『万葉集』巻20に天平宝字2年正月3日の儀礼・招宴に際して大伴家持（?～785年）の詠んだ歌「二年春正月三日、召侍從・豎子・王臣等、令侍於内裏之東屋垣下、即賜玉箸肆宴、于時内相藤原朝臣奉勅宣、諸王卿等隨堪任意作歌并賦詩、仍應詔旨、各陳心緒作歌賦詩〈未得諸人之賦詩并作歌也〉／始春乃、波都祢乃家布能、多麻婆波伎、手尔等流可良尔、由良久多麻能乎／右一首、右中弁大伴宿祢家持作、但依大藏政、不堪奏之」が収められている（4493）。上野誠『万葉集から古代を読み解く』（ちくま新書 2017年）189～196頁参照。やはり、正倉院にこの際に用いられたと見られる子日利簀が伝来している（註23前掲書98頁など）。
- (25) 黒田日出男「田遊びと農業技術」（同氏『日本中世開発史の研究』校倉書房 1984年 初出は1970年）。
- (26) 『太神宮神事記』（東京大学文学部国文学研究室蔵）。『太神宮神事記』は、伊藤信明「日前・国懸宮の応永六年神事記について」（『和歌山県立文書館紀要』7 2002年）に全文の翻刻が掲載されている。
- (27) 『日前宮神事記』『當時祭祀次第』。日本祭礼行事集成刊行会編『日本祭礼行事集成』第4巻（平凡社 1971年）に史料の翻刻が掲載されている。また、同書所収の『古代当宮年中行事大略之事』『天正以後年中祭祀之事』参照。
- (28) 『皇太神宮年中行事』。「一、鋤山伊賀利神事／（中略）鋤ハ清酒酒作内人外物忌等所勤也、木綿葛ハ瀧祭物忌役、藁ハ政所御田役、内外物忌等御鋤裏等調進、先鋤二宛折敷二居、山向内人二藁ハ宮司二獻、同一藁ハ長官二獻、玉串大内人マテ獻、次手鋤一宛獻、木綿葛ヲ相副、是ヲ笠ト謂、次裏二宛進、次裏一宛進、次結藁ヲ進、次御種〈小石〉九宛進、山内祝言ノ和歌ヲ申、各左ノ手ニ五、右ノ手ニ四取之、一ノ裏ニ入テ以藁結之、又件種ヲ取入テ進、祝言同前、左ニ五、右ニ四取、裏一ニ入テ結之、其後御巫内人唯々ト申、于時件葛ヲ各冠烏帽子ニ懸、御巫内人此鋤ヲ持、今年天下泰平・諸人安穩・年穀可豊稔之由祈申テ擊地上〈其詞不記〉、宮司神主諸職掌人等ニ至マテ巫之申詞ニ隨賀最ト申、以手鋤同時ニ擊地上、次山向内人田ヲ打、次大足、其後御巫御祓ヲ申、一同ニ開手兩端ノ後、笠ヲ取裏鋤等結合之、次山向内人一人桶二種〈小石〉ヲ入蒔之、次彼内人一人日祈内人一人相竝テ巡見シ、西方ニ鋤ヲ槌ニ東ニ向テ立申テ云、今年ノ御苗從前々年勝テ太ク遅ウ出來御坐、此由ヲ以宮政所官長ニ可申上之由ヲ申、政所ノ前ニ蹲踞シ此由申、政所宮廳ノ御前ニ畏テ此由申上、長官ノ返答、仰在地刀禰維東維西ノ祝部土浪人浮浪人仰テ御田蕃植令合期待被仰、政所承中刀禰ノ兄部ヲ召申付、刀禰則相觸内人祝部蕃

長等參集、蕃植作法ヲ勤仕、以藁植田遊作法、其初度歌云〈植長〉／阿奈太乃志、遣宇乃太乃志佐、伊仁志江母、加久矢阿利遣牟、氣宇乃太乃志佐／次々歌不記、以折敷鼓ニ用、其後宮司神主ハ裏鍬拜領、諸役人等ハ折敷ニ入小石號年實分給後、一同揖拜、坐ヲ立杓ヲ穿對拜、宮司東二間退出、神主ハ裏等ヲ取持テ東二間出、裏ヲ各所從ニ令持、置石ヲ經、物忌父等ニ禮シ退出如常」とある。胡麻鶴醇之・西島一郎校注『神道大系』神宮編 2（神道大系編纂会 1980年）235～411 頁に史料の全文が翻刻されている。

- (29) 『皇太神宮儀式帳』の年中行事并月事書の二月例の条。『止由氣宮儀式帳』の三節祭等并年中行事月記事の二月例の条。
- (30) 『延喜式』大神宮に「凡採營神田鋤鍬柄者、毎年二月先祭山口及木本、然後採之、所須鐵人像・鏡・鍬各八十枚」とある。
- (31) 坂本廣太郎『神宮祭祀概説』（神宮司廳教導部 1965年）164・165 頁。
- (32) 胡麻鶴醇之「神宮の諸神事」（近畿日本鉄道創立五十周年記念出版編集所編『伊勢の神宮』近畿日本鉄道株式会社 1961年）。
- (33) 伊勢の御師の配布した御鍬の影響を受けた東海地方の民俗宗教の事例については、脊古真哉「しかうちと御鍬—習合化論の試み—」（『愛知学院大学大学院文研会紀要』3 1993年）参照。
- (34) 2013年3月15日調査。
- (35) 『春日社年中行事』（永島福太郎校注『神道大系』神社編 13 春日 神道大系編纂会 1985年）。また、村井古道（1681～1740年）が元文5（1740年）に著した『南都年中行事』の正月申ノ日の条には「御田三箇所／若宮拜屋・大宮林檎庭・榎本社石壇の下」とあり、現状と同様の3箇所で御田が実施されていることが見えるが、若宮と本社との順序が異なる。喜多野徳俊訳注『南都年中行事』（綜芸舎 1979年）32～34 頁。
- (36) 『寛文四年中臣祐定記』（『増補續史料大成』第47巻春日社記録一 臨川書店 1979年）。
- (37) 『文永十年中臣祐賢記』（『増補續史料大成』第48巻春日社記録二 臨川書店 1979年）。
- (38) 『正応二年中臣祐春記』（『増補續史料大成』第49巻春日社記録三 臨川書店 1979年）。
- (39) 春日社の回廊内に所在した「神宮寺」については、黒田昇義『春日大社建築史論』（財団法人春日顕彰会 1978年 執筆は1944年以前）174～183 頁参照。
- (40) 歴史的な記述などについて事実誤認等が少なくないが、川合泰代「聖なる水の力による稲の早苗の成長への祈り—春日社の御田植の祭と春日社旧神領の水口祭における松苗儀礼の分析から—」（『明治学院大学教養教育センター紀要：カルチュラル』6 2012年）参照。
- (41) 寛文8（1668年）の『南宮神事祭礼年中行事』（個人蔵）には正月10日の条に「一同夜、大禰宜當番ノ吉祥出仕申、神子御鏡・樽ヲ備申、鏡・御水當番ヨリ出之、神目大夫田植・田遊ノ祭事祝申、鏡・樽ハ當番ニ給也」とあり、正月10日夜に田遊びが実施されていた。吉岡勤・西垣晴次校注『神道大系』神社編 24 美濃・飛騨・信濃国（神道大系編纂会 1983年）32～42 頁に史料の翻刻が掲載されている。近年では2013年5月4日に調査を実施した。
- (42) 國幣小社砥鹿神社社務所編『三河國一宮砥鹿神社史』（國幣小社砥鹿神社社務所 1944年 2012年砥鹿神社復刻）293～302 頁。近年では2012年1月3日に調査を実施した。
- (43) 櫻井満監修・尾崎富義編『小國の神 遠江國一宮 小國神社誌』（小國神社 1997年）382～416 頁。近年では2013年1月3日に調査を実施した。
- (44) 註(19)前掲、新井氏『農と田遊びの研究』上 170～180 頁。近年では2015年1月7日に調査を実施した。
- (45) 『日本書紀』神代上瑞珠盟約章の第2の一書には「則以八坂瓊之曲玉浮寄於天真名井、嚙斷瓊端而吹出氣噴之中化生神、號神杵嶋姫命、是居于遠瀛者也、又嚙斷瓊中而吹出氣噴之中化生神、號田心姫命、是居于中瀛者也、又嚙斷瓊尾而吹出氣噴之中化生神、號湍津姫命、是居于海濱者也」とあり、現在の沖津宮に市杵嶋姫、中津宮に田心姫、辺津宮に湍津姫が祀られるとしている。

- (46) 梅田義彦校注『神道大系』神社編 49 宗像（神道大系編纂会 1979 年）296～333 頁などに史料の翻刻が掲載されている。宗像神社復興期成會編『宗像神社史』下（宗像神社復興期成會 1966 年）53～296 頁に中世の宗像社の年中行事の詳細な解説がある。
- (47) 註(46)前掲、宗像神社復興期成會編『宗像神社史』下圖版第五～圖版第一五に全文の写真が掲載されている宗像辰美氏旧蔵甲本（現宗像大社蔵）に拠る。
- (48) 『応安神事次第』では 4 月 1 日の条に「同日政所事／田神ハ祢宜ノ役 楽人有笛拍子／田殖ハ社務・神官、苗ハ頭祢宜沙仕之、忌子ノ哥ニ曰ク、富草ノ花〃〃〃エアイコ〃〃〃三度ノ廳座前ニテ忌子執行有申事／歌峯哥同くウタノミ子ノミチユク時ムノウエニテウタウナリ」とあり、4 月 1 日に御田植祭が実施されることになっている。註(38)前掲の宗像辰美氏旧蔵甲本に拠る。
- (49) ウナリ・オナリはまかない飯・食事などの意の古語・方言であるが、この「ウナリ」は田遊びの昼飯持ちの意である。まず神前に供えられていることが注目される。後述する阿蘇神社の一連の農耕儀礼の中の現在 7 月に実施されている「御田植神幸式」では行列に参加する神饌を頭上に捧げ持つ白装束姿の 14 人の女性を「宇奈利」と称している。九州地方には田遊びの昼飯持ちの次第をウナリと称する例がある（大分県国東市安岐町諸田の山神社など）。また、奈良県宇陀市大宇陀平尾の水分神社、隣接する同市大宇陀野依の白山神社の田遊びである御田では昼飯持ちの場面にオナリが登場する。平尾は 2014 年 1 月 18 日調査、野依は同年 5 月 5 日調査。宗像社の南北朝時代の史料に見え、遠く離れた地域の現行の行事に見られるウナリ・オナリは古い由来をもつ呼称と見られる。
- (50) 註(46)前掲、梅田氏校注『神道大系』神社編 49 宗像に拠る。註(39)前掲の宗像辰美氏旧蔵甲本のこの部分では「田打」に関する記載が脱落している。
- (51) 『類聚符宣抄』第 1。
- (52) 宗像社に近接し、海の神ワタツミ 3 神を祀るとされる志賀海神社（福岡市東区）では 4 月 15 日（かつては旧暦 2 月 15 日）に「山誉種蒔漁獵祭」が実施されている。神祇院編『官国幣社特殊神事調』（神祇院 1941 年 1988 年国書刊行会復刻）947～950 頁、野間吉夫『玄海の島々』（慶友社 1973 年）127～134 頁など参照。
- (53) 静岡県掛川市市西大淵（横須賀）の三熊野神社の「地固めの舞・田遊び」ではイワシの干物を藁で編んだツトッコを振っての大漁祈願がある。近年では 2010 年 4 月 4 日に調査を実施した。同県牧之原市蛭ヶ谷の蛭子神社の田遊びでは木製の魚を釣る次第がある。近年では 2009 年 2 月 11 日に調査を実施した。同県焼津市藤守の大井川神社の田遊びでは実物のタイを釣る次第がある。近年では 2011 年 3 月 17 日に調査を実施した。これらの静岡県の事例は、横須賀（西大淵・今沢）・藤守のように、かつては漁村としての性格を持っていた集落でもあるか、蛭ヶ谷の蛭子神社（西宮大神宮）のように祭神の性格から漁撈の予祝儀礼が田遊びに取り入れられているものと考えられる。また、高知県室戸市吉良川町の御田八幡宮の御田祭では田遊びの終了後に木製の魚を釣る次第がある。註(9)前掲、新井氏『農と田遊びの研究』下（明治書院 1981 年）423～434 頁参照。
- (54) 宝徳 2(1450)年の年紀をもつ『年中諸祭礼衣裳之事』の正月 1 日条に「同日 第一宮〈同夜恣宮淨衣〉東帶同田殖」とあるので、辺津宮では 15 世紀半ばには「田殖」（田打）が実施されていたと見られる。註(46)前掲、梅田氏校注『神道大系』神社編 49 宗像 339～341 頁に史料の翻刻が掲載されている。これ以降の史料では実施を確認することはできない。また、中津宮では戦国期の史料には田打は見られず、辺津宮・中津宮とも近世には田遊びや御田植祭は実施されていなかった。森弘子「宗像大社の無形民俗文化財」（『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告）I「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議 2011 年）によれば、戦後の宗像大社では多くの祭が「復興」されてきているようであるが、田遊びを含む農耕儀礼は「復興」されていない。

- 55) 杉本尚雄『中世の神社と社領—阿蘇社の研究—』（吉川弘文館 1959年）297～444頁など。
- 56) 註55前掲、杉本氏『中世の神社と社領』445～498頁。
- 57) 大山喬平「ムラを忘れた歴史学—敷きまつ神の中世の形態」（同氏『日本中世のムラと神々』岩波書店 2012年 初出は2009年）。
- 58) 松本恵「近世阿蘇宮祭祀の歴史的特質」（吉村豊雄・春田直紀編『阿蘇カルデラ地域の地域社会と宗教』清文堂出版 2013年）。
- 59) 近世後期の状況を伝えるものと想定できる明治3(1870)年の年紀をもつ『阿蘇宮年中行事』では、修正会以下の仏事は記載されていない。日本祭礼行事集成刊行会編『日本祭礼行事集成』第5巻（平凡社 1972年）293～301頁に史料の翻刻が掲載されている。
- 60) 註49前掲、新井氏『農と田遊びの研究』下（明治書院 1981年）528～540頁。註52前掲、神祇院編『官国幣社特殊神事調』985～999頁では「この祭事は凡て一ケ年間、農耕事務を以て終始せり、〈溝浚へ・鍬ノ柄配り・田打・牛使・鼻取・種子蒔キ・鳥追ヒ・引苗・畦越シ苗配り・田植・五穀ノ發生膏水・出穂豊熟等に至ルマデ〉となっている。
- 61) 村崎真知子『阿蘇神社祭祀の研究』（法政大学出版局 1993年）参照。
- 62) 『大日本古文書』家わけ第十三阿蘇文書之一323号。「(前欠)／中卯〈こくかのやく／ちよくしのみやまいる／歳神まつり七日七夜まい申／はつをしねをもて〔 〕やく〉／田つくりのまつり〈こん大くうしやく、たまなのこおり・うすまのこおりのはつをしねをもて〉(後略)とある。変体仮名等は平仮名で表記した。
- 63) 熊本大学図書館蔵。阿蘇品保夫・佐々木哲哉校注『神道大系』神社編50阿蘇・英彦山（神道大系編纂会 1987年）47～83頁などに史料の翻刻が掲載されている。
- 64) 註49前掲、新井氏『農と田遊びの研究』下（明治書院 1981年）379～382頁。
- 65) 石塚尊俊校注『神道大系』神社編36出雲・石見・隠岐国（神道大系編纂会 1983年）48～53頁に史料の翻刻が掲載されている。
- 66) 朝山芳園「佐太神社の祭祀」「佐太神社の神楽」（『重要文化財佐太神社—佐太神社の総合的研究—』鹿島町立歴史民俗資料館 1997年）。
- 67) 註65前掲、石塚氏校注『神道大系』神社編36出雲・石見・隠岐国54～72頁に史料の翻刻が掲載されている。
- 68) 中山文書。静岡縣編『静岡縣史』第2巻（静岡縣 1936年 1972年名著出版復刻）圖版四などに史料の写真が掲載されている。
- 69) 滝沢八坂神社田遊び保存会編『滝沢の田遊び』（自刊 1979年）50頁など参照。力餅は社殿に固定され掛けられるのではなく、祝詞（農業礼書、水口祭）の場面で、力餅を捧持する者が社殿内に左右に薙刀を突いて立つ2人を従えて立ち、祝詞（宣詞）を読む神主役と相對する。明治初年の神仏分離までは八坂神社（牛頭天王社）と同一境内に薬師堂が所在した。西日本各地の修正会系行事では掛け餅の見られる事例は少なくないが、東海地方ではこの八坂神社の例だけである。近年では2014年2月15日に調査を実施した。
- 70) 猿投神社蔵。豊田史料叢書編纂会編『豊田史料叢書』猿投神社中世史料（豊田市教育委員会 1991年）201～233頁に史料の写真と釈文が掲載されている。また、同社蔵の安政6(1859)年の書写奥書のある『年中行事』には正月5日の条に「神田遊」が記され、『貞和五年年中祭礼記』よりも詳しい記述が見えるが、当時実施されていた内容か否かは検討の要がある。
- 71) 現行の東海地方の地方顕密寺院の修正会で田遊びが実施されるものとしては、岐阜県郡上市長滝寺（天台宗）・白山神社の六日祭、愛知県岡崎市の滝山寺（天台宗）の鬼祭、愛知県豊川市の財賀寺（高野山真言宗）の御田植祭、愛知県新城市の鳳来寺（真言宗系単立）の田楽、静岡県袋井市の法多山尊永寺（高野山真言宗）の田遊祭がある。脊古真哉「長滝白山神社の六日祭—修正延年に含まれる田遊び—」（静岡県民俗学会編『中日本民俗論』岩田書院 2006年）、脊古真哉「滝山寺の鬼祭—修正の田遊びと鬼会—」（『同朋大学佛教文化研究所紀要』32 2013

年）参照。

- (72) 吉野町史編集委員会編『吉野町史』下巻（吉野町役場 1972年）413～423頁、註(18)前掲、新井氏『農と田遊びの研究』下132～135頁、城崎陽子「吉野水分神社御田植祭」（桜井満・岩下均編『吉野の祭りと伝承』桜風社 1990年）参照。
- (73) 吉野水分神社は、従前の子守明神が神仏分離・廃仏毀釈によって『延喜式』神名上の大和国吉野郡の条の筆頭に「吉野水分神社〈大月次新嘗〉」とある吉野水分神社とされたものである。水分がミコモリと読まれ、御子守の意に解され、子守明神と呼ばれるようになったものとされている。勝手明神は同書同条の「吉野山口神社〈大月次新嘗〉」とある吉野山口神社、金精明神は「金峯神社〈名神大月次相嘗新嘗〉」とある金峯神社とされた。山下蔵王堂は金峯神社の「口ノ宮」とされた。吉野山の神仏分離・廃仏毀釈については安丸良夫『神々の明治維新』（岩波新書 1979年）145～149頁参照。また、明治12(1879)年に吉野を訪れた英国の外交官アーネスト・サトウ（1843～1929年）の紀行文があり、外国人の目から見た神仏分離後の吉野の状況が知られ興味深い。アーネスト・メイスン・サトウ著・庄田元男訳『アーネスト・サトウの明治日本山岳記』（講談社学術文庫 2017年 当該部分の初出は1996年）138～155頁。
- (74) 首藤善樹編『金峯山寺史料集成』（総本山金峯山寺 2000年）44～50頁に史料の翻刻が掲載されている。
- (75) 『当山年中行事』に「一同十八日、上社ノ御田植、隨兵ハ八乙女方之役、渡、猿樂一番、拜殿方、次隨兵、次幣殿猿樂、真催ハ腹牧卷ヲ着、甲ヲハキス、太刀ヲカタク、次八王子ノ八乙女渡ル、ツホヲリキヌ、カチニテ渡、次又拜殿猿樂、御田植ハ八王子ノ拜殿ニテ在之、八乙女神人之役、山門出仕者勝手、莊嚴・酒宴ノハテ也」「一同日、下宮御田植、祭礼等十八日同之、但隨兵之次、牛頭八乙女渡ル、次幣殿渡、以後散在之神子渡、出仕者食堂座歸也」とある。註(13)前掲、首藤氏編『金峯山寺史料集成』54～74頁に史料の翻刻が掲載されている。
- (76) 註(74)前掲、首藤氏編『金峯山寺史料集成』150～152頁に史料の翻刻が掲載されている。
- (77) 註(74)前掲、首藤氏編『金峯山寺史料集成』153～159頁に史料の翻刻が掲載されている。
- (78) 「金峯山寺真言方寺役記」に「一天台方ノ寺役之事ノ正月三日ノ夜、於実城寺莊嚴、院ノ寺ニテ供僧衆・堂僧ノ寺役トテ相勤候、其ノ寺役ノ作法ノ事ノ田ヲウエ、繩ヲナキ、カキヲイタシ、鳥ヲライ、ヲ・ウミ、カサヲハリ、算用ヲシ、種々様々世俗ノコトハザノ狂言ノ寺役仕候、定而古来旧例ノ作法在之歟、其ノ寺役ノ装束ハ長エボシヲ着シ勤之、山中之男女之子供見物ス、近年ハ門戸ヲトチ寄不申候由承候事」とある。註(74)前掲、首藤氏編『金峯山寺史料集成』168～172頁に史料の翻刻が掲載されている。
- (79) 浦西勉「吉野町の宮座一特に宮座の通時的な把握への試み一」（増補吉野町史編集委員会編『増補吉野町史』吉野町 2004年）では、本稿と同様の史料を用いて吉野山の行事について触れているが、残念ながら「宮座」との視点からの考察となっている。
- (80) 福原敏男『祭礼文化史の研究』（法政大学出版局 1995年）607～670頁（『常行三昧堂儀式』上・中・下）、671～680頁（『常行堂三昧堂万覚書』）に史料の翻刻が掲載されている。同書掲載の福原氏「多武峰常行修正会延年とその史料」参照。
- (81) 『高野山文書』第貳巻（高野山文書刊行會 1938年）491～510頁などに史料の翻刻が掲載されている。
- (82) 註(71)前掲、脊古「長滝白山神社の六日祭」。近年では2015年1月6日に調査を実施した。
- (83) 香芝町史調査委員会編『香芝町史』史料編（香芝町役場 1976年）140～142頁に史料の翻刻と写真が掲載されている。永島福太郎「大和下田鹿島社結鎮座文書と中世村落」（『日本歴史』176 1963年）参照。
- (84) 他に管見に触れたものとしては、天文年間（1532～1555年）の成立と見られる福井県小浜市の羽賀寺（高野山真言宗）の『羽賀寺年中行事』の2月の条に「一十三日、頭指、竹原へ下行四升ノ一田遊之下行、料足三百文可渡、百枚餅之内二枚并紙袋ニツ出之ノ一当座之旦供、紙袋

共に羽賀村へ遣之」とある。『羽賀寺年中行事』（『日本庶民生活史料集成』第23巻年中行事三一書房 1981年）。これだけでは具体的な内容はほとんど判らないが、あるいは羽賀寺の修二会に関わる行事であろうか。